新競漕規則・細則の主な改定点

(公社) 日本ボート協会

条文	改定点
規則第1条	(新規)目的と精神を規定した。
規則第2条	(新規) ボート競技に関する用語の定義を別表「定義等一覧表」に示した。
規則第3条第1項	(変更)日本ボート協会主催または主管の大会における適用除外の要件を定め
	<i>t</i> =。
第3項	(変更)加盟協会(都道府県協会)主催または主管の大会における適用緩和・
	適用除外時の周知方法を定めた。
規則第4条第2項	(新規)中止をした場合の結果の公表について定めた。
第3項	(新規) 公平が保たれない場合の対応について優先順位をつけて定めた。
規則第5条	(変更)日本ボート協会主催または主管の大会の年間スケジュールの決定方法
	と公表時期について明確化した。
規則第6条第2項	(変更)大会役員のうち競漕委員を「競技」に、水路を「施設・水路」に変更、
	安全・環境、医科学、広報、パラローイングは追加した。
第3項	(新規)大会役員の責務を明記した。
第4項•第5項	(変更)競漕委員の構成・人数および責務を明記した。
第6項	(変更)各役員の責務の詳細を定めた。
規則第7条第1項	(新規) 代表者会議の開催を義務付けた。
規則第8条第1項第	(変更) 競漕レーンの幅の標準を13.5mから12.5mとした。
2号	
同細則	(新規) 航行規則違反は罰則の対象とした。
規則第9条第1項	(新規) パラローイング艇の要件について規定した。
規則第10条第3項	(新規) バウボールを取り付けていない艇、又は、ヒールロープを固定してい
	ない艇で出漕したクルーは失格とすることを規定した。
規則第11条第3項	(新規) 艇計量の結果、違反クルーはそのレースの最下位とし、また、記録は
	BUW (Boat Under Weight) と記録することとした。
規則第12条	(変更)大会要項の伝達方法について、加盟協会宛ての郵送に代えてホームペ
	一ジに掲載することとし、またその公表時期を大会の3か月前とした。
規則第15条	(変更)予選の組合せ決定方法について、その詳細を規定した。
規則第16条第1項	(変更)失格の対象となる虚偽の申告について、「故意または重大な過失」を要
	件とした。
第2項	(新規)上記の失格処分についての不服申し立てについて規定した。
規則第17条	(変更)従来「同一種目の次の」としていたものを第2条の定義に従い「次の
	ラウンド」と改めた。
規則第18条第2項	(新規) 出漕資格に関する意義の申し立てを競漕委員会が棄却あるいは却下さ

	れた場合の不服申し立てについて規定した。
規則第20条	(新規) 警告・罰則等について体系的に整理した。「指導」は軽微なルール違反
	の場合に与えるもの。 警告は、「注意」(これまでのレース中の主審からの警告)、
	「イエローカード」(これまでの処分に繋がる警告)、「レッドカード」(これま
	での警告2回による除外。処分はこれまでの失格に相当)の3段階に規定し、
	イエローカード・レッドカードを提示することとした。
規則第21条第3項	(新規) パラローイング漕手の資格について規定した。
規則第22条	(新規) 競技者・所属団体の日常活動における健康・安全のための責務を規定
	した。
規則第23条	(新規) 大会に参加する競技者が自己の健康管理について責任を負うことを規
	定した。
規則第25条第1項	(変更) 舵手の性別は問わないものとした。男女の規定体重はこれまで通りと
	するが、デッドウェイトの上限を15Kgに引き上げることとした。
	(変更)舵手の計量時の服装は、ユニフォームとし、一部装着が認められたパ
	ーソナルアイテムを含め、帽子、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下等
	を除く(定義等一覧表「ユニフォーム」参照)。
同細則第1項	(新規) 従来のように男子種目には男子舵手、女子種目には女子舵手とする場
	合は、大会要項で定めることとした。
規則第26条第1項	(変更)漕手の計量時の服装は、舵手の規定と同じ。
規則第27条第3項	(新規) 一度交代した競技者が復帰する場合の条件と手続きを規定した。
規則第28条	(変更) 交代が禁止される場合の除外事由について明確化した。
規則第29条第4項	(新規) 棄権したクルーは、以後のラウンド(同一種目における予選、敗者復
	活、準々決勝、準決勝及び決勝等の各競漕ステージのこと)に進めない。ただ
	し、決勝レースもしくは順位決定レースの棄権は、当該レースの最下位とする
	こととした。
規則第30条細則第	(新規) 柄が相違しているものや色褪せにより外見が異なるものは、統一され
1項	たユニフォームとは認められないことを明記した。
規則第32条第1項	(変更) 統一しなければならない場合 (クルー内) と異なってもよい場合 (同
第2項	一団体内の複数のクル一同志)を明記した。
	(新規) 大会スポンサーがある場合の表示を規定した。
規則第35条	(新規)スタートエリア、スタートライン、フィニッシュラインでのクルーの
	動きを規制した。
同細則	(変更)レースの 100 メートル手前からレース艇が通過するまでの停止は、規
	則では規定せず、大会要項もしくは代表者会議により決められることとした。
規則第36条第2項	(新規) 競漕委員会もしくは審判長の判断で、試合中に使用するレーンを変え
	ることができることを規定した。
規則第39条第1項	/かね> っち しゃかきっし サモルロシロ・シー・カル しじ ルナカ人学
	(新規)スタートの分読みは、英語以外認められていなかったが、代表者会議

規則第40条第2項	(変更)フォルススタートを認めたときは、発艇・主審の他に線審も、直接、
	当該レースを中止させることができることとした。
第4項第2号	(新規)フォルススタートを引き起こしたクルーとその艇・クルーの動きに誘
	発されたクルーを区別し、前者にはイエローカードを与え、後者は処分しない
	こととした。
規則第41条	(新規) 適切なスタートではないときの責任がクルーにない場合、「正常でない
	スタート」と認定し、スタートをやり直すことを規定した。
規則第42条	(新規)スタートでイエローカードもしくはレッドカードを受けたクルーは、
	その場で主審又は発艇員に直接異議を申し立てることができることとした。
規則第45条細則	(新規) レース中、主審艇が遅延クルーを追い越す場合があることを規定した。
規則第47条第1項	(新規) レースにおいて不問とされても、責任のあるクルーにはイエローカー
第 1 号	ドが与えられることがあることを規定した。
第2項	(新規) 再レースの対象は着順に影響があったクルーのみとすることを規定し
	た。
規則第50条	(変更)レースに参加したクルーは、レース中に受けた損傷、レース中の不可
	抗力による不利益や影響、または艇の故障を理由にレースの延期または無効を
	主張することはできないこととした。
規則第53条	(新規) ゾーン審判法の導入について、その条件と手続きを規定した。
規則第54条第1項	(変更)スタートした各クルーは、その艇首がフィニッシュラインに到達した
	とき、そのレースを漕了したものとすると記述を変更した(これまでは決勝線
	を「通過」したとき)。
規則第57条第4項	(変更)全種目において、漕手が落水したとき、自力で乗艇し、フィニッシュ
	ラインに到達した場合には着順を認めることとした。
同細則	(新規) 漕手が落水した場合、安全及び健康面並びにレース運営上の支障等を
	考慮し、漕手の意思・意向に関わらず主審は救助を優先させることがあること
	を規定した。
規則第59条第1項	(変更)レース未漕了のクルーはレッドカード(除外)となるが、決勝、順位
	決定戦では最下位の順位となることとした。
同項第1~3号	(変更) 着順表の記録は、棄権・放棄・発艇定刻遅れのクル―は「DNS」、発艇
	号令で発艇しなかったクルーは「DNS」、レースを自ら途中中止、又はフィニッ
	シュライン未到着のクルーは「DNF」とすることとした。
規則第61条	(変更)レース中、伴走、又はクルーに助言等を与えた場合、クルー関係者及
	び当該クルーにイエローカードその他の相応のペナルティーを科すことができ
	ることとした。
規則第64条	(新規)「許可データ」を定義し、それに限っては計測・記録・保存・送受信を
	可能とした。
規則第65条第2項	(新規) AEDの配備を規定した。
規則第66条	

	のない限り、本規則が適用されることを規定した。
規則第67条	(新規)マスターズ・ローイング大会において、マスターズ・ローイング規定
	等に定めのない限り、本規則が適用されることを規定した。
規則第68条	(新規) パラローイング大会において、パラローイング規定等に定めのない限
	り、本規則が適用されることを規定した。
規則第69条	(新規) コースタルローイング大会において、コースタルローイング規定等に
	定めのない限り、本規則が適用されることを規定した。
規則第70条	(新規) ドーピングに関する罰則及びアンチ・ドーピングに関する準拠すべき
	規定等について規定した。
規則第71条第2項	(新規) 競技者が企業等との間でスポンサーシップ契約を締結することが可能
	であることを規定した。
規則第74条第1項	(変更)レースに関するクルーから審判に対する異議申立は、当該審判(第一
	段階)、不服審査委員会(第二段階)、裁定委員会(第三段階)の順とする。